

熊本城周遊バス運行事業補助金交付要綱

制定	平成18年	3月28日	市長決裁
改正	平成22年	10月6日	市長決裁
	平成23年	6月24日	交通政策総室次長決裁
	平成23年	7月6日	市長決裁
	令和2年	4月1日	交通政策課長決裁
	令和2年	11月17日	交通政策課長決裁
	令和4年	4月1日	交通企画課長決裁
	令和5年	10月1日	交通企画課長決裁
	令和7年	3月31日	交通企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市内における観光客の交通上の利便性を高め、市内観光拠点への円滑な移動を促す目的でバス事業者が行う周遊型観光バス（以下「周遊バス」という。）の運行事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、熊本市補助金等交付規則（平成4年規則第83号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 周遊バス 路線内の停留所で自由に乗り降りできる一般乗合路線バスで、1日当たり複数回、一定の路線を定時運行し、始点と終点が同じ場所であるものをいう。
- (2) 収入 周遊バスの運行により得られた旅客運賃収入に、当該運行に係る広告料収入、その他雑収入を加えた額をいう。
- (3) 経費 周遊バスの運行により支出した経費の合計額をいう。
- (4) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けて同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、周遊バス運行事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施するバス事業者とする。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象期間は、単年度とし、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費は、別に定める熊本城周遊バス運行事業要領（以下「事業要領」という。）によるものとする。

- 2 補助金の額は、経費の総額から収入の総額を差し引いた額の範囲内とし、その限度額を毎年度予算において定めるものとする。

(補助対象者の選定)

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとするバス事業者から、補助対象事業計画書を提出させるものとし、これを審査のうえ、補助対象者を選定する。

- 2 選定する補助対象者は、1者とする。
- 3 補助対象事業計画書は、事業要領に定める要件等を満たすものとする。
- 4 補助対象事業計画書を提出したバス事業者には、審査結果を通知する。

第8条 市長は、選定した補助対象者を引き続き補助対象者として選定しようとするときは、当該バス事業者のみに補助対象事業計画書の提出を求め、選定することができる。

- 2 前項の規定による選定は、連続4回を超えて行わないものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出することができる。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（補助対象事業の説明（任意様式）、バス路線図及び運行計画を含むもの）
- (2) 収支計画書（補助対象経費の説明（任意様式）並びに運行に係る収支予算書、経常費用及び経常収益の精算根拠を明らかにした書類を含むもの）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交

付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）で申請者に通知する。

- 2 交付の決定については、市長は必要な条件を付すことができる。この場合においては、この条件を、交付決定通知書に明記するものとする。

（暴力団員等の排除）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第12条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

（補助事業の変更及び中止）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の途中において、事業の大幅な計画の変更若しくは中止又は事業の廃止を必要とする場合は、6か月前までに申し出、補助対象事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 市の責めに帰すべき事由により、事業の大幅な計画の変更、中止又は事業の廃止を必要とする場合は、4か月前までに、補助対象事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、遅滞無く市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績及び状況報告）

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業実施報告書（補助対象事業の成果（任意様式）並びに乗客数一覧（月例）等を含むもの）
- (3) 決算（決算見込）書（補助対象経費の決算説明（任意様式）、事業収支決算報告書及び収入詳細及び支出詳細を含むもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象期間中においても、市長は、補助対象者に対して運行状況等について報告を求めることができる。
- （補助額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その報告内容を審査した結果、補助決定の内容に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条により確定した額を補助対象事業の終了後（補助対象事業が継続して行われている場合は、各年度終了後）に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする補助対象者は、補助金概算交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、補助金概算交付通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 第13条の補助金確定通知書を受けた補助対象者は、補助金請求書（様式第9号）により請求を行うものとする。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助対象者が補助対象事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第18条 補助対象者は、第12条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助対象者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(関係書類の保管)

第20条 補助対象者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした書類を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を補助対象期間の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定の適用については、平成18年度は市長が認める期間とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。